

千葉市ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含む「ひきこもりサポーター」(以下「サポーター」という。)を養成・派遣し、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりからの脱却の短期化を目指す。また、サポーターによるひきこもり本人又は家族等(以下「対象者」という。)へのきめ細かで継続的な相談支援によって、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は千葉市とする。ただし、事業に必要な設備を備え、本事業の適切な運営が確保できると認められる民間団体等(社会福祉法人、NPO法人、家族会等)に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(ひきこもりサポーター養成研修事業)

第3条 ひきこもりサポーター養成研修事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 養成研修

対象者に対するボランティア支援(ひきこもりからの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む。)に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識(ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等)を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。

養成研修修了者に対しては、修了証を発行する。

(2) フォローアップ研修

養成研修修了者のスキルアップに配慮し、必要に応じてフォローアップ研修を実施する。

(3) サポーター登録・名簿管理

養成研修修了者を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。同意の確認は、署名によることとする。当該名簿は、次条に規定する「ひきこもりサポーター派遣事業」における派遣調整の際に活用する。

(4) 実施上の留意事項

ア 個人情報保護

本事業の実施に携わる職員は、研修修了者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

イ 養成研修プログラム

養成研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(平成22年度厚生労働省公表)等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮する。

(ひきこもりサポーター派遣事業)

第4条 ひきこもりサポーター派遣事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) ひきこもりサポーター派遣

ア 事業内容

対象者が支援を希望した場合には、前条第3号に規定する名簿の中からサポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。

なお、対象者から派遣の中止又は終了の希望が示された場合には、速やかに中止又は終了する。

イ 派遣調整、助言及び指導

対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行い、本事業が適切に運用されるよう配慮する。また、必要であればサポーターの継続研修を実施する等、適切な運用に配慮する。

(2) 実施上の留意事項

ア 派遣時の同意

本事業では、対象者からの支援の希望を受けて派遣が開始されるが、派遣開始に当たっては、事前に対象者の同意を得た上で調整を開始することに留意する。

イ 個人情報保護

サポーターは対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

ウ 事故等への対応

サポーターとして登録された者を対象に、実施主体は、ボランティア保険に加入する。

また、サポーターは派遣時に事故が発生した場合、速やかに実施主体に報告する。

(情報提供等)

第5条 サポーターは地域に潜在するひきこもりの発見に努め、発見した場合には、ひきこもり地域支援センターを紹介するなど、必要な情報を提供する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。